

令和4年度第2回 新宿区外部評価委員会第1部会 会議概要

<開催日>

令和4年7月1日（金）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

星卓志、上野麻美、君島淳二、板本由恵、大西秀明

区職員

事業所管課（7名）

依田土木管理課長 木内道路課長 小谷みどり公園課長 蓮見景観・まちづくり課長
竹内防災都市づくり課長 中山建築指導課長 鈴木建築調整課長

事務局（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

<開会>

【部会長】

皆さん、こんにちは。ただいまから第2回新宿区外部評価委員会第1部会を開催いたします。本日は、外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおり、ヒアリングを実施します。議事に入る前に配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

事務局から配付資料の確認です。次第、その下に「外部評価チェックシート（施策評価）」とありまして、これは今日使うものではなく、今後の個人作業のために使う様式です。今日の部会の終わりの事務連絡でご説明いたします。この下に、右肩に参考資料1とあります「ヒアリング時の質問事項等リスト（第1部会）」です。先日の部会で皆さんから出た質問、要望をこちらで事業別にまとめています。ご発言した委員のお名前を書いて、その内容を一覧表にしています。こちらは本日の理事者に事前に提供してありますので、本日の質疑応答はこれに沿って進めていただきます。その下の参考資料2が「第1部会の作業スケジュール」です。理事者との質疑応答が終わったのち、事務連絡の時間でご説明いたします。最後に、カラー刷りの地図の資料ですが、こちらも最後の事務連絡の資料です。

それ以外に、今日、理事者から追加の資料提供が3点ありました。「まちづくり構想」という緑色の資料、「新宿区がけ・擁壁ハザードマップ」、最後に「土のうステーションの場所一覧」

という紙がクリップ留めでついています。この3点が本日追加でお配りした参考資料になります。理事者の説明で使いますので、お手元にご用意いただきたいと思います。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、ヒアリングを実施いたします。

本日は、みどり土木部、都市計画部の皆様にご出席いただきました。ありがとうございます。外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けており、第1部会のテーマは、まちづくり・環境・みどりです。

本日は、個別施策2-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」について、個別施策を構成する個々の計画事業と経常事業を中心に2時間程度のヒアリングを行います。

初めの30分程度で、施策を構成する計画事業、経常事業について、評価や取組内容など内部評価シートの内容をご説明いただきます。その後、残りの時間で各委員から質問を行います。前回の勉強会でかなりたくさん質問項目を挙げました。これについて多分ご用意いただいていると思いますので、このリストに即して説明の後にご回答をお願いしたいと思います。その後、また加えての質問があれば、皆さんからお願いしたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もありますので、よろしく願いいたします。

進行について何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。それでは、早速、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

理事者の皆様、計画事業から順番に概略のご説明を内部評価シートを中心をお願いいたします。まず、計画事業評価シートを計画事業番号ごとに簡潔にご説明をいただいた後、経常事業取組状況シートで、これも事業順に簡潔にご説明をいただければと思います。事業数が少し多いですけども、30分を目指してさっさとご説明をいただければと思いますので、少し延びる分には大丈夫ですので、よろしく願いいたします。

では、28①の「建築物等の耐震性強化(建築物等耐震化支援事業)」からお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

それでは、計画事業評価シートの計画事業番号28①です。「建築物等の耐震性強化(建築物等耐震化支援事業)」について、概要を説明させていただきます。

事業概要は記載のとおりですが、区では耐震改修促進計画に基づきまして、耐震化の普及啓発と区の支援制度の周知、利用促進を図ることで、建物の耐震化を計画的に促進しまして、地震災害に強いまちづくりを目指すといった事業になってございます。

令和3年度の取組・評価の欄ですが、「補強設計実施済建築物に対し優先的に耐震改修工事を促す個別訪問を実施するとともに、助成制度の拡充、他区の先進的取組を調査・分析し、今後の耐震化施策の検討を行ってまいります」とさせていただいています。

中段の指標については、記載のとおりでございます。令和3年度の評価といたしましては、「計画どおり」とさせていただきます。

以上です。

【事務局】

続きまして、28②、「建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）」をお願いいたします。

【建築指導課長】

計画事業28②「建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）」についてご説明いたします。

まず、事業概要になります。

新宿区内の擁壁・がけの安全性の確保や適切な改修による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対して安全化指導及び啓発を行っています。また、擁壁改修コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして擁壁・がけに関する専門技術者を派遣し、安全化促進を支援しています。居住者・家屋に大きな危害を及ぼすおそれのある擁壁・がけについて改修を行う際は、改修工事費の一部助成を行っているものでございます。

実績、指標等はここに記載のとおりです。結果につきましては「計画どおり」ということで、一定の成果がございます。さらなる向上を目指して取り組んでいきたいと考えてございます。

説明は以上になります。

【事務局】

次に、29①の「木造住宅密集地域の防災性強化（木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）」をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

計画事業29①です。事業概要は、四谷にあります若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建て替えや共同化を推進するとともに、道路などの公共施設を整備しまして、地区の防災性の向上と住環境の改善を図る事業でございます。

取組方針、実績、指標は記載のとおりでございます。評価といたしましては、「計画どおり」とさせていただきます。特に評価欄の指標2の部分ですが、昨年度、協議会を立ち上げまして、地元の方々と一緒にまちづくりを検討する体制が整備されました。今後は、地元のご意見を踏まえながらまちづくりを進めていく予定でございます。

以上です。

【事務局】

次に、29②「木造住宅密集地域の防災性強化（不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）」をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

続きまして、29②です。

事業概要です。西新宿五丁目地区におきまして、不燃化推進特定整備事業を活用することに

加えまして、地区内の南エリアでは、地元の皆様方の発意による、先ほどお配りしましたまちづくり構想に基づいてまちづくりが行えるよう支援していくことで、西新宿五丁目地区の防災性の向上を進めている事業でございます。

評価といたしましては、「計画どおり」と評価させていただいております。

以上です。

【事務局】

続きまして、枝の③「木造住宅密集地域における不燃化建替え促進」をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

続いて、29③です。

事業概要としましては、木造住宅の密集地域のうち、特に不燃化を推進することが位置づけられています地域、または地域住民により新防火規制、地区計画が策定され、災害に強いまちづくりが推進されている地区を対象に、耐火建築物等燃えにくい建物への不燃化建て替え、また除却に対する助成を行って、火災に強いまちの実現を目指す事業になっています。

こちらも評価としましては、「計画どおり」とさせていただいております。

【事務局】

続きまして、計画事業30「再開発による市街地の整備」の枝事業の①「市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央南地区）」をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

こちら30①です。西新宿五丁目中央南地区です。

都市再開発法に基づいて手続、組合運営の支援、また、共同施設整備費等の補助金の交付を行う事業でございます。

評価としましては、「計画どおり」とさせていただいております。令和3年6月に権変の計画の認可がされまして、今年の1月に本体工事が着工されてございます。

以上です。

【事務局】

続きまして、枝事業の②「防災街区整備事業助成（西新宿五丁目北地区）」をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

30②です。西新宿五丁目北地区でございます。

密集市街地の整備促進に関する法律に基づく手続です。防災街区整備事業の組合運営の支援、また、共同施設整備費等に対して補助金の交付を行ってございます。

評価としましては「計画どおり」でございます。工事も順調に進んでいまして、本年度末の竣工を予定してございます。

以上です。

【事務局】

30番の最後の枝事業③「再開発による市街地の整備（市街地再開発の事業化支援）」のご説

明をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

30③です。

事業概要としましては、記載の5地区、西新宿三丁目西、高田馬場駅東口、西新宿七丁目、西新宿五丁目南、新宿三丁目地区、以上の地区を対象に、市街地再開発準備組合等の活動の支援を行っている事業でございます。

評価としましては、「計画どおり」とさせていただいています。

以上です。

【事務局】

続いて、31番「細街路の拡幅整備」のご説明をお願いいたします。

【建築調整課長】

細街路の拡幅整備についてのご説明の前に、一部修正をしていただきたいところがございますので、ご説明させていただきたいと思います。

まず、施策評価シート、基本施策Ⅱ・個別施策1の「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」の④「災害に強い都市基盤の整備」というもので、資料の2枚目になります。

「成果指標（参考）」というところに、指標1というものがあるかと思えます。細街路の拡幅整備ということで、令和3年度の実績が未確定という記載になっているかと思えます。こちらは確定している内容がございますので、修正させていただきたいと思えます。未確定の欄に、整備距離約4.2km、整備率約11.0%。隣に書いてあります29年度当初値と同じ整備距離で、こちらのほうが4.2km、整備率が同じように約11.0%。訂正しましたときに確定していなかったところがありましたので、本日、修正をさせていただきたいと思えます。

続きまして、「細街路の拡幅整備」の説明をさせていただく前に、こちらにも一部誤記がございましたので、修正をしていただきたいと思えます。事業評価シート31の「細街路の拡幅整備」でございます。

こちらの1枚目の前年度の評価の一番下のところに評価の欄があると思えます。評価の内容の3行目、「指標2」と書いてあるかと思えます。「指標2「年間整備距離」については、実績値が約1.9kmでした」というところが、申し訳ございません、こちらのほうで記載の誤記がございまして、「1.9km」を「2.2km」と修正していただければと思えます。

では、「細街路の拡幅整備」について、概要を簡単にご説明させていただきたいと思えます。

細街路拡幅整備につきましては、平成14年に新宿区細街路拡幅整備条例の策定に基づきまして、幅員4メートル未満の細街路の拡幅整備を行うという事業でございます。こちらの実績のところにもありますように、大きく3つの動きがありまして、協議による拡幅整備、いわゆる合意の距離を指標にしております。それと、年間の拡幅整備の距離、声かけの実施というところで、この3つの指標に合わせて事業を進めさせていただいているところでございます。

評価については、おおむね適切に進んでいるということで、計画どおりの進捗であると評価しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、計画事業の32番「道路の無電柱化整備」のご説明をお願いいたします。

【道路課長】

計画事業32「道路の無電柱化整備」についてご説明させていただきます。

まず、事業概要です。「新宿区無電柱化推進計画」に基づきまして、電線類を地下に埋設して、電柱を撤去、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会を捉えまして、事業者は無電柱化の整備を要請していきます。

評価でございます。女子医大通り、四谷駅周辺区道、水野原通りにおいて、設計及び支障移設工事を実施するなど、効率的に事業に取り組むことができました。そのため「計画どおり」と評価いたします。

以上です。

【事務局】

続きまして、計画事業の33、枝事業の①「道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）」のご説明をお願いいたします。

【道路課長】

計画事業33の①「道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）」についてご説明させていただきます。

事業概要です。「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施します。道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復や浸透施設の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減し、災害に強いまちづくりを進めます。

こちらの評価です。透水性舗装の整備を着実に進め、当初予定した目標を達成できたことから、「計画どおり」と評価いたします。

以上です。

【事務局】

続きまして、枝事業の②「道路・公園擁壁の安全対策」のご説明をお願いいたします。

【道路課長】

計画事業33の②「道路・公園の防災性の向上（道路・公園擁壁の安全対策）」について、説明させていただきます。

まず、事業概要です。擁壁本体及び周辺の安全性を確保していく必要があることから、5年ごとに定期点検を行うとともに、必要な箇所の改修及び補修を行うことで、災害に強い安全な道路・公園の急傾斜地について、安全対策を進めていきます。

こちらについての評価です。道路・公園等の擁壁につきましては、5年に一度の専門的な点検・調査を実施しました。また、職員等による経過観察も例年どおり実施したところ です。土

砂災害特別警戒区域に指定されたおとめ山公園内の急傾斜地について、安全化対策工事を実施しました。また、荒木町道路擁壁について補強が必要であると判明したことから、補強工事のための詳細設計を実施したところです。以上のことより、「計画どおり」と評価いたしました。

【事務局】

続きまして、計画事業の34「まちをつなぐ橋の整備」のご説明をお願いいたします。

【道路課長】

計画事業34「まちをつなぐ橋の整備」についてです。

まず、事業概要です。「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づきまして、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

評価につきましては、「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づきまして、寺齋橋、新杵橋について、令和5年度の補修工事に向けた詳細設計を実施しました。また、区が管理する橋りょうや歩道橋について、道路法施行規則に基づいた5年に一度の法定点検を実施したところです。これらの事業を着実に進め、当初予定していた目標を達成できたことから、計画どおりと評価いたします。

以上です。

【事務局】

ありがとうございました。計画事業の説明が終わりました。

続きまして、経常事業の説明に移っていただきます。経常事業取組状況シートに基づいて、事業番号が振ってあると思いますが、その事業番号ごとに事業概要と令和3年度の取組内容を簡単にご説明をお願いいたします。

まず、327番「新たな防火規制による不燃化の促進」のご説明をお願いいたします。

【景観・まちづくり課長】

不燃化の促進についてご説明します。

事業概要に記載があるとおり、新たな防火規制ですとか地区計画の導入により、不燃化の促進を図るとしておりました。令和3年度につきましては、神楽坂地区について、地区計画の変更を目指して不燃化の促進に取り組んでいる状況です。取組状況としては、「適切」という形で評価いたしました。

ご説明は以上です。

【事務局】

続きまして、331番「土地区画整理事業認可等事務」のご説明をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

事業名331番です。区画整理事業認可に関する関係機関との調整や地元組織等への指導・相談業務、また、区画整理法に関わる認可等の事務、換地処分が行われた土地の図面の閲覧等を行っている事業です。

3年度の実績としましては、新宿駅直近地区におきまして、「設計の概要」の認可、また「事業計画の決定」がされました。これに伴って、設計の概要についてなどの縦覧を開始しており

ます。取組状況としては「適切」であるとしています。

【事務局】

続きまして、332の「都心共同住宅供給事業」のご説明をお願いいたします。

【防災都市づくり課長】

332番です。知事の認定を得た都心共同住宅供給事業の共同建て替え事業のうち、区のまちづくりに資する事業について、建設費等の一部を補助する制度でございます。

3年度は、対象物件はなかったのですが、引き続き事業の周知を実施しているといったところでございます。取組状況としては、「適切」と判断しています。

以上です。

【事務局】

続きまして、338番「地籍情報の調査」のご説明をお願いいたします。

【土木管理課長】

それでは、338番の「地籍情報の調査」です。公図一筆ごとの土地の境界等の実態を調査するのが地籍調査になります。みどり土木部では、この地籍調査のうちの道路と民有地との境界を先行して調査する街区調査を行っております。

1つの地区の調査としましては、2か年に分けまして、1年目に測量、2年目に立会いという形で進めております。令和3年度の調査地区ですが、こちらの3年度のところに書きました、まず、若葉一丁目地内ほか0.16平方キロメートルで測量の工程、南元町地内ほか0.27平方キロメートルで立会いの工程を実施しております。取組状況は「適切」としております。

【事務局】

続きまして、339番の「水防対策」のご説明をお願いいたします。

【道路課長】

339番「水防対策」についてご説明させていただきます。

まず、事業概要です。神田川・妙正寺川の水位・雨量の観測情報を迅速にホームページや携帯端末に公開します。また、消防署と連携した水防演習や、東京河川改修促進連盟総会への参加、雨水流出抑制施設の設置の促進などを行います。

この取組内容でございますが、水防資器材等の備蓄、雨水流出抑制対策等の推進、水位警報装置の維持管理、消防署と連携した水防演習でございます。取組状況につきましては、水防対策の必要性の観点より、本取組については「適切」としております。

以上です。

【事務局】

続きまして、340番「橋りょうの維持管理」のご説明をお願いいたします。

【道路課長】

橋りょうの維持管理についてです。

事業概要につきましては、区が管理する橋りょうや歩道橋の耐久性を維持するため、橋りょう

う等の路面や欄干を維持補修します。

取組内容としましては、令和3年度においてごみ坂歩道橋伸縮装置補修工事を実施いたしました。また、防水扉4橋の保守点検を2回実施したところです。取組状況につきましては、安全性確保のため本取組については「適切」としております。

以上です。

【事務局】

続きまして、341番「安全・安心な建築物づくり」のご説明をお願いいたします。

【建築指導課長】

341番「安全・安心な建築物づくり」です。

安全で安心な建築物づくりを促進するために、新築建築物の検査受検率の向上を図るための施策や、建築に関する相談会を行ってございます。取組状況としては「適切」であると考えています。

以上です。

【事務局】

続きまして、342番「違反建築物是正事務」のご説明をお願いいたします。

【建築指導課長】

342番「違反建築物是正事務」になります。

建築基準法に基づきます違反建築物の是正指導に関わる事務を行っています。必要に応じ、関係する消防署等と連携し、安全化指導を行っているものです。取組状況は「適切」であると考えてございます。

以上です。

【事務局】

最後に、343番「既存建築物の防災対策指導」のご説明をお願いいたします。

【建築調整課長】

既存建築物の防災対策指導でございます。申し訳ございません。こちら件数のほうが最終的に確定した数字が出ましたので、修正をしていただきたいと思います。こちらの欄の取組内容・実績の欄でございます。(1) 風俗・飲食店の安全化指導実績及び風俗・飲食店営業通知件数、こちらの①の欄が、「風俗営業許可申請に伴う啓発指導(350件)」と表示されているものが確定いたしまして、「350件」を「385件」に修正いただきたいと思います。引き続きまして、その下、②「食品衛生営業許可申請に伴う啓発指導」、こちらの「70件」というものが「78件」で確定いたしましたので、「70件」を「78件」に修正いただきたいと思います。最後にもう一点、一番下の(3)の項目になります。「既存建築物の定期報告率の向上」、こちらの「報告対象となる建築物の管理者等への周知案内を送付」というところが、「2,161件」と記載されているものを「2,166件」に修正いただきたいと思います。

それでは、簡単に概要をご説明させていただきたいと思います。

この事業は、既存建築物について、いわゆる建築物の適正な維持管理の啓発や安全化の指導

を行っていると同時に、ただいま修正をしていただくようお願いいたしましたいわゆる営業許可の関係、風俗営業、食品衛生の営業の許可等の申請が出た際に、啓発指導を行っていくというものです。それと、(2)にあります外壁の点検調査、以前、ビルの外壁が落下したということがありましたので、それ以降、ビル等の外壁の調査をいたしまして、必要な安全化指導を行っているものでございます。(3)、定期報告率を上げるために、定期報告の対象となる前年度に周知の案内文を送付して啓発を行って、翌年の定期報告の提出につなげていくという事業でございます。この取組はおおむね適正に進んでいると判断しております。

以上です。

【事務局】

ありがとうございました。理事者からの事業説明は終了しましたので、部会長、お願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。それでは、質問を順番にさせていただきたいと思います。

事前に前回の勉強会で出された質問をA4でリスト化していただいていますので、まず、これについて簡単にご説明いただいて、その後、加えてお聞きしたいことがあれば、皆さんからお願いするという形で進めていきたいと思います。

まず、28の①ですが、一々読み上げると時間ももたないなので、もう共有されていることだと思うので、順番にこの6項目について全部説明してください。

【防災都市づくり課長】

28の①は6個のご質問をいただいています、まず1点目が、「計画事業シートの評価欄のところに、令和3年度実績42件と記載があるけれども、どう対応しているか少し分かりづらい」というご意見をいただいています。

実績欄をご覧いただきたいのですが、昨年、区の助成制度等を使っていた非木造建物につきまして、まだ工事に結びついていない建物約240件に対して、記載のとおりフォローアップ調査というものを行ったところ、実際の工事に結びついた物件が、この実績欄にあります(1)の非木造建物へのアドバイザー派遣、簡易診断34件、それと(2)の診断の非木造の5件で、耐震補強設計の非木造建物3件、34+5+3で42件の工事につながったということで、42と記載させていただいています。

質問の2点目の「耐震化率を指標に挙げていない理由は何か」というところです。理由といたしましては、耐震化率につきましては、区が行っている助成制度を活用して耐震化されるものもあれば、区の特長として、建て替わり、自然更新ということで新築の建物になって、結果的に耐震性が向上しているといったこともあるので、指標としては、区の支援制度を活用していただいたものを挙げさせていただいたということです。

3点目は、「コロナ禍により事業進捗に影響がございましたか」という質問です。区では、区民に対して耐震の相談会や説明会を広く行っているのですが、昨年度はコロナ禍の影響もありまして、そういった説明会等を規模を縮小した部分での影響はあったかと思えます。

4点目の質問でございます。「実績欄の(1)(2)に記載されている診断結果はどのようなものがありますか。区はどのようなふうにもその診断結果を評価しているのか」という質問です。昨年、区が支援しました木造住宅の診断結果については、倒壊する可能性が高いという結果が全ての建物にありました。それはやはり昭和56年以前の建築物なので、今の診断基準に合わせますと基本的には耐震性がないという結果になります。ただ、一方で、非木造の建築物については、昭和56年以前の旧耐震の建物であっても、結果的には5件中2件は耐震性が満たされているといった結果のものもございました。

5点目です。「区内の耐震化を要する建物の棟数や分布を把握していますか」という質問でございます。住宅全てに関しましては、やはり棟数が多いので、区としては、土地建物調査の推計値で把握しているところです。ただ、ターゲットとしましては、一番大きい、緊急輸送道路沿道の耐震義務付け建物に関しては、棟数や耐震診断の結果は全て把握していますので、そういう棟数に関しては把握しているところでございます。

6点目、「エレベーターの防災対策改修等への補助にブロック塀の除却工事とあるが、除却した後はフェンスとか生け垣を設置しますか」といったご質問をいただいています。区では現状、ブロック塀の除去工事に対する補助を実施させていただいています。ただ、通常住まわれている方は、壊して終わりではないと思うので、壊した後に恐らくフェンスとかそういったものが設置されているというふうにも認識しています。

以上が質問に対する回答です。

【部会長】

ありがとうございます。

では、順番にというより、それぞれ今のご説明へのさらにご質問でもいいですし、新たにお聞きになりたいことでも結構かと思いますが、どうでしょうか。

私から先に聞かせていただきますが、1つ目のこの数字がよく分からない。細かいんですけども、34と5と3を足して42だという話、この足し方は、何を足しているのかよく分からないです。工事になったとおっしゃいましたが、技術者派遣で簡易診断をしたのが34件ですよ。

【防災都市づくり課長】

はい、簡易診断をしたのが34件。

【部会長】

簡易診断が34件、それと5件というのは工事をしたもの、非木造、耐震診断、次の3件も工事をしたものですよね。簡易診断をしたものと工事をしたものを足すという意味がよく分からないです。42という数字の意味が分からない。これで何を見ているのかが分からないです。

【防災都市づくり課長】

ちょっと確認させてください。

【部会長】

では、それは後ほどということ。

耐震化率の話ですけれども、何も区としてフォローしていなくても、建て替えるものがあるからおのずと耐震化率は上がっていくと。その数字ではなくて区が積極的に関与したもので評価しているんだというお話ですね、この指標のところは。

【防災都市づくり課長】

はい。

【部会長】

それは分かってはいるのですが、実行計画の中では、耐震化率が令和2年度に対して令和5年度目標値を書いてあって、これはかなり細かい数字、小数点第1位の耐震化率の目標値があると。これがあるからには、3、4、5とどういうふうに上がっていったのかというフォローが当然なされているのではないかと思います、それはどんな状況ですか。

【防災都市づくり課長】

別途、実行計画のほうで示されている耐震化率は、上位計画の促進計画で令和9年度のそれぞれ目標値に向けまして、その実績は把握させていただいています。そして、順調に耐震化率は上がっているという形です。

【部会長】

令和3年度はどういう数字に。

【防災都市づくり課長】

令和3年度の具体的な数字ですか。ちょっと確認させてください。

【部会長】

それに対して区が積極的に関与したものがどの程度貢献しているのかということに関心がある。それが見ると、どの程度区として力を入れるべきかというのが何となく見えてくるような気がするのです。目標値は随分細かい数字で、この数字はどのように出しているのか分かりませんが、例えば耐震化率、住宅97.5%を目指すときに、自然に建て替わるのがこのくらいの割合であって、区が関与しているものがこのくらいあると。それが見えれば、じゃあ来年度どうしようというのがおのずとフレームが見えてくると思うのです。そこが目標値とどう関係しているのかが分からないものですから。それに対して実績はどうだということをどう評価しているのか、私自身は評価の足がかりが見えないというか。

それはちょっと後回しにして、ほかの委員の皆さんからご発言があればお願いします。

【委員】

私の質問にもあるのですが、実績の中の「(3)エレベーターの防災対策改修等への補助」という中に、ブロック塀の除去工事というのがございます。私がここで質問したかったのは、エレベーターの防災対策改修等とブロック塀の除去工事と、どのような関連性があるのかというのがまず1点。

それから、先ほど説明がありましたように、ブロック塀を除去した後に、ブロック塀を除去するということは、建物の周りの外壁のブロック塀と私は解釈したのですが、それを取り壊して終わりではなくて、そこによく生け垣やフェンスを設置されるので、そういう補助と関連し

て事業を行われているのでしょうか。もう少しそこを。

【建築指導課長】

建築指導課です。エレベーターの助成のほうを担当しています。

(3)については、特に意味はなくて、一番上にエレベーターの防災改修等というのがあるものですから、エレベーターの防災対策改修等の「等」の中にブロック塀やシェルターなどが入っているだけで、エレベーターとブロック塀の除去は関係はありません。

【防災都市づくり課長】

2点目ですが、生け垣については、設置費用の補助制度を区では設けさせていただいているので、必要に応じてご案内はさせていただいています。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、28の②に行きたいと思います。「擁壁・がけの安全化の総合的な支援」です。まず質問に対してご説明をお願いします。

【建築指導課長】

計画事業28の②「建築物等の耐震性強化」についてでございます。

まず1番目のご質問として「事業対象となるエリアと事業の全体像を示してほしい」というご質問でございます。これにつきましては、事前に皆様にお配りさせていただいたパンフレット、「新宿区擁壁及びがけ改修等支援事業のご案内」をご覧ください。

開いていただきますと、左側に「改修等の検討を始めた皆様へ」ということで、擁壁・がけの技術者を無料で派遣を行ってございます。また、右側が「改修等の工事を行う皆様へ」ということで、擁壁・がけの改修等にかかる費用の一部を助成している。つまり、左側で専門家を派遣し、右側で改修の費用を助成するというのが事業の概要になってございます。

ちなみに、左側の専門家の派遣につきましては、コンサルタント派遣ということで、区内全域の高さ1.5メートル以上の擁壁・がけを対象に派遣を行ってございます。その下の土砂災害アドバイザー派遣につきましては、平成29年と令和元年に東京都のほうで土砂災害警戒区域というのを定めてございまして、その区域内に限定をしたアドバイザー派遣ということで書いてございます。事業の概要としては以上になります。

続いて、2番目の質問になります。「コンサルタントやアドバイザーは、支援を実施するに当たり派遣先をどのように評価しているのか」。こちらにつきましては、専門家が現地に行って、がけ・擁壁をどのように診断をしているのかというご趣旨の質問ということでよろしいでしょうか。

【委員】

要は卵が先か鶏が先かなんですが、危険な場所があったから行ったのか、それとも見てくださいという申請に基づいて行ったのか。それで、行った後、大丈夫だったとか、すぐにでもやったほうがいいというその辺の評価を、この人たちはどういう基準でやって、それがどのように施策に反映されているのか。行った件数だけだとそれが全然見えてこないの、ということ

です。

【建築指導課長】

分かりました。基本的には新宿区のほうで、平成21年当時に区内全域のがけ、約3,500か所の調査をしてございます。そのがけの調査のときに、「健全」「やや不健全」「不健全」という大きく3つに分類をしまして、それらの方々に毎年あるいは何年か置きに周知するための意識啓発の文書をお送りしてございます。それを見てアドバイザー派遣の依頼を区の方にした人に派遣しているという流れになってございます。派遣された専門家は、例えば建築基準法に基づいて、この擁壁はどこがおかしいという診断と、改修案というものをいくつか提示をして、依頼主のほうに渡しているという流れで回ってございます。

2つ目の質問は以上で、今度は3つ目になります。「計画事業評価シートの『課題・ニーズ等』の欄の第2段落に『コンサルタント派遣については、申請数が増加している』とあるが、この傾向を区はどう受け止めているのか」というご質問でございます。

やはり重要なのが、がけ・擁壁の所有者さんが擁壁について認識を持っていただいて、建て替えのときなどに改修をしていただくという意識を持っていただくのが非常に重要だと思っております。そういう意味では、先ほど言いました安全化啓発とともに、こういった専門家の派遣が増えてくることで、将来的には改修につながっていくのかなと捉えてございます。

以上になります。

【部会長】

ありがとうございます。

では、引き続きのご質問があればお願いします。

「がけ・擁壁ハザードマップ」は今日配られたものですが、ご説明をお願いします。

【建築指導課長】

先ほど配付させていただいた「がけ・擁壁ハザードマップ」ですが、先ほど私が言いました区内の約3,500のがけというものは、右上の「がけ・擁壁や土砂災害警戒区域などの分布状況図」を見ていただいて、薄いオレンジ色の棒で引いてある部分が区が把握している1.5メートル以上のがけで、ご覧のように、区内全域にわたって存在していることがお分かりいただけるかと思えます。

また、この中で黄色く塗られた部分が土砂災害警戒区域、その黄色の中で赤い部分が土砂災害特別警戒区域となっていますので、先ほど言ったアドバイザー等の派遣の対象ということで区分けをしてございます。

また、改修につきましても、この3,500の中で、高さとか場所によって助成率や助成の上限額が変わってくるという仕組みで支援を行ってございます。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。よく分かりました。

ただ、3,500という母数が非常に多いことは、本当に大変だなと認識をしますし、もし

私が担当だったら、これはもう気が遠くなるような話だと思います。そういったときに、例えば専門的なコンサルやアドバイザーの方の人員増まで考えていくのが大事な視点ではないかとも思うわけです。単に工事費だけの予算ではなくて、きちんとそういうことをフォローしてチェックしていく人的配置は、例えばおたくの建築指導課などでは、そういう事項は俎上に上がっているものなのではないでしょうか。

【建築指導課長】

この専門家派遣につきましては、我々職員ではなくて専門の業者に委託をして、その方に行っていただいているという状況です。ご指摘のように件数が大分増えてきていますので、そういう意味では、委託の中でどれだけ行けるのかというのは常に考えて、予算が足りなければ増やす方向でということも臨機応変に対応していきたいと考えてございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかにはいかがでしょう。

私からも。手順をもう一度確認させていただきたいのですが、郵送による指導啓発、制度周知をまずやるわけですね。1, 127件。これは去年の12月にやりましたと。この郵送による指導啓発、制度周知というのは毎年やるのですか。

【建築指導課長】

令和3年度からは、「不健全」と「やや不健全」については毎年、「健全」な方は区内を3地域に分けて3年に一度送るようにしています。

【部会長】

「やや不健全」と「不健全」に積極的に関与して、できるだけこの助成を使って直してもらいたいということだと思のですが、あまり反応はないのですか。コンサルタント派遣8件、アドバイザー派遣3件というのは、ほとんど反応がないという感じなのではないでしょうか。千何通送って。

【建築指導課長】

おっしゃるとおりでございます。母数から比べると反応はかなり率としては少ないです。ただ、この数年、今までやってきた蓄積のおかげで多少件数は増えてきていますので、これをどれだけ増やせるかということかなと考えています。

【部会長】

これは危機意識の認識の度合いの違いかと思えます。つまり、所有者の皆さんは、「まあ、いいんじゃないか」と思っている。あるいは区からの働きかけでも、まずいとはあまり思わないということですかね。

【建築指導課長】

両方あるかと思えます。我々が啓発文を出したときに、必ずアンケート形式で回答をいただくようお願いしているのですが、その回答率もかなり低い状況です。回答してくれる方と

というのはやはり危機意識があって、やる意欲のある方が回答していただけるようですが、それ以外の方というのはあまり関心がない方が大半かなと考えております。

【部会長】

がけ・擁壁というのは所有者に管理責任があると思いますが、もしそれで道路内で事故が起きたら、それはその所有者が責任を問われるわけですね。

【建築指導課長】

一般的にはそうなるかと思います。

【部会長】

そういうことをお知らせしているのですか。

【建築指導課長】

はい。

【部会長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかには皆さんからいかがでしょうか。

では、次の29の①に進みたいと思います。お願いします。

【防災都市づくり課長】

29の①ですが、木造住宅密集地域の整備促進の若葉・須賀町地区でございます。

1点目、「区の木密地域の防災性強化の取組の全体像について」ですが、東京都の防災都市づくり推進計画では、区内には7町丁目の木造密集地域がございます。その中で、区では、赤城下町、上落合三丁目、若葉二丁目、若葉三丁目において地区計画を策定しています。また、不燃化建替え促進事業を活用しまして、建て替えの助成等を行い、木密の解消を目指しているといった取組をさせていただいております。

2点目です。「国や東京都からの特定財源の交付状況が取組の進捗に影響する場合もあろうか」といったご意見でございます。木造住宅密集地域整備事業につきましては、国、都も力を入れている事業で、基本的には、十分な金額を交付いただいているような状況でございますので、基本的にはそこは影響がないかと思っております。

3点目です。「区は木密対策に長らく取り組んでいますが、長期的視点に立った今後の見通しはどのようなものか」といったところです。本若葉・須賀町地区につきましては、平成6年度に地区計画が策定されまして、それ以降、木密事業に取り組んでございまして、一定の指標として燃えにくさ、不燃領域率という指標がございますが、当時31%であったものが、令和元年度には53%に上昇しまして、そういった意味では効果を上げてございます。

ただ、一方で、地区計画策定から約30年経過していますので、その間の社会情勢の変化等もございます。そういったことで昨年度、改めて地元の方々と協議会を設立しまして、場合によってはさらに建て替えが進むような都市計画の変更ができないかということで検討を始めたところでございます。

4点目です。「29の①の事業と29の②の事業で取組実績が全く異なっています」というと

ところでございます。若葉・須賀町地区については、区内でも唯一、地域危険度が5という町丁目でございます。そういった意味では、道路改修、地区計画の見直しも含めた取組を行っているものでございます。

一方で、29の②の事業、西新宿五丁目につきましては、都の不燃化特区に指定されてございまして、特に北側部分では再開発事業をコア事業と位置づけまして、木造住宅を除却することで不燃化を進めている地区でございますので、指標をあえて書いてございます。

以上4点でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、皆さんから質問があれば。

この地区計画ですが、今決定されている地区計画の内容は、この前お配りいただいたA3の資料の左のページの右下にある道路拡幅が主たる内容と理解してよろしいですか。

【防災都市づくり課長】

はい。

【部会長】

これは、地区施設か何かにしてセットバックしてもらって、それを買収するのですか。

【防災都市づくり課長】

8メートル部分は、相手の希望によりまして買収させていただいてございます。

【部会長】

6メートルは、8メートル部分ということですか。

【防災都市づくり課長】

地区施設、幅員が8メートル。

【部会長】

6メートルもありますよね。

【防災都市づくり課長】

そうですね、区画道路2号は6メートル道路です。

【部会長】

セットバック部分を買収すると。

【防災都市づくり課長】

はい。

【部会長】

今回見直そうとしているのは、どういう内容を目指しているのですか。

【防災都市づくり課長】

基本的には先ほどの道路買収と、共同化といったものも柱に据えて進めておりますが、やはり共同化というのは合意形成に時間がかかるといったところで、地元の方々も共同化プラス個別の建て替えがなかなか進まないという課題もございますので、両立したような形での方向性

はできないかということで検討を始めているところです。

【部会長】

専門的なことはあれですが、地区計画で共同化を促進するというのは何を決めるのですか。何を決めるとそれが促進されることになるのでしょうか。

【防災都市づくり課長】

土地利用の目標等で定めていまして、さらに共同化の場合は、区で事業として支援させていただくような形になっていまして、過去に4事業ほど実績もございます。

【部会長】

それは共同建て替えですね。

【防災都市づくり課長】

はい、共同建て替えです。

【部会長】

それは地区計画とどう関係するのですか。

【防災都市づくり課長】

敷地の最低限度とかを定めていまして、土地の高度利用を図るような地区計画にさせていただいております。

【部会長】

29の①についてほかにご質問等がありますでしょうか。

【委員】

今、若葉・須賀町地域、こちらの表を見ると①から④は完了と書いてありますが、建て替え事業は、オレンジ色の部分は完了しているという理解でよろしいですか。

【防災都市づくり課長】

はい。

【委員】

①は40戸、②は81戸というのは、これはマンションとかそういうものに皆さん入られたという認識なのでしょうか。

【防災都市づくり課長】

従前の地権者が入られた方もいれば、転出された方もいらっしゃるのですが、一概にはあれですが、この戸数はそのマンションの戸数になっています。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

1点、確認だけ。シートの評価のところに、新宿区土地開発公社が間に立ってまずは購入して、その後、区が買い戻すと。このやり方は、ごめんなさい、普通のやり方なんです。つまり、個人と区の間には土地開発公社が入るというやり方、これは普通のやり方ですね。わざわざ評価のところにそれが3行ぐらい書いてあるものですから。

【防災都市づくり課長】

普通にやっていることにはなります。

【委員】

開発公社というのはそれが仕事だということですね。

【防災都市づくり課長】

はい、そうです。

【委員】

分かりました。

【部会長】

地区計画の内容はいいのですが、目標としては、昨年度、見直し50%を目標としていた。その目標を立てたときは、協議会を立ち上げてそれを検討するということが想定されていたのですか。

【防災都市づくり課長】

そうです。

【部会長】

結構さくさく行きそうと思っていたけれども、思いのほか皆さんいろいろ議論がまとまらないと。

【防災都市づくり課長】

そうです。

【部会長】

ありがとうございます。

では、次に行きましょう。29の②をお願いします。

【防災都市づくり課長】

2点ほどご質問をいただいております。

計画事業29の②、30の①、30の②は、どれも西新宿五丁目地区を対象にした地域であると。そういったものの関係性を含めて説明してほしいというところです。

29の②につきましては、都の不燃化特区に指定されて事業を進めています。西新宿五丁目地区は、北側ではコア事業で30の①、30の②のような市街地再開発事業、防災街区整備事業といった面的で再開発を行っている。一方、29の②につきましては、地元発意のまちづくり協議会がございまして、先ほどお配りしましたまちづくり構想といったもの、いわゆる地域のルールを定めまして、地元の方々主体のまちづくりを進めていこうという地区でございます。

29の②と29の③は、対象エリアが重なっている部分があるが、事業内容はどう違うのかといったところです。29の③につきましては、不燃化に建て替える際の建て替え費用の一部ですとか、除却工事に係る費用の一部を助成する制度になっていまして、西新宿五丁目のエリアも入っていますが、それ以外の、区内で防災性の向上が必要な地域を対象に行っている事業でございます。

以上になります。

【部会長】

ありがとうございます。位置関係を私はきちんと理解していないので、この図で位置関係を教えていただいたほうが良いと思います。

【防災都市づくり課長】

この冊子の3ページを開いていただきたいのですけれども、29の②の事業は、3ページでいうところのオレンジ色に着色した地域を対象に行っている事業になります。30の①がここでいうと、オレンジの着色の1個上のところにも建物の配置図がありますが、西新宿五丁目中央南地区と記載がございます今、工事中の再開発地区です。そして、30の②が一番北側の西新宿五丁目北地区（事業地区）と書いてある防災街区整備事業になっています。そういった位置関係になっております。

【部会長】

西新宿五丁目なので、30の①と②の質問になるということですか。29の②と今ご説明いただきました30の①と30の②に関しても併せて——30の②は出ていないですね。

【防災都市づくり課長】

30の①は質問をいただいています。こちらも併せてということですね。分かりました。30の①と30の②を見ていただくと、事業費の規模が全く異なってきているというご質問でございます。

30の①は、工事の進捗で昨年度は事務費のみがかかっている。一方で30の②につきましては、本体工事に対する助成を含んでございまして、事業の進捗が異なっていますので、規模が違うということになってございます。

以上です。

【部会長】

では、西新宿五丁目、29の②と30の①と②について、皆さんからご質問をお願いいたします。

西新宿五丁目中央南地区は再開発事業ですから、除却が行われるのは当たり前のことなので、その実績を29の②の事業の成果として挙げていいものだろうかという疑問。この事業の成果ではないですよね。再開発事業として除却したんですよ、西新宿五丁目中央南は。この事業でやったのですか。

【防災都市づくり課長】

29の②は西新宿五丁目全体を捉えている事業という形にしていまして、そういった意味で、中央南で除却があったので実績値として挙げさせていただきました。

【部会長】

でも、その除却はこの事業で行ったのではなく、再開発事業の中で行われたのではないのでしょうか。つまり、南地区、30の①の事業として行われたのではないのですか。

【建築指導課長】

基本的な考え方として、まず、29の②というのが、西新宿五丁目地区全体の不燃化を促進すると。木造密集の解消と不燃化を促進するという大きなくくりがあって、30の①、②というのは、不燃化を促進するための事業の一つですので、事業としての評価の前に、区域全体として不燃化がどれだけ進んだのかを評価しているのが29の②に該当するという意味で件数を入れているということになります。

【部会長】

ちょっと苦しくないですか。予算だっどどちらの予算を使っているのですか、除却に。再開発事業費の中でやっているのではないですか。29の②の予算を使っていないでしょう。

【建築指導課長】

あくまでも結果として除却の数として数えているだけで、事業を使っている、使っていないは考慮しない数になっています。

【部会長】

この事業の成果として見ていいものですかね。これは多分趣旨は個別建て替えでしょう。個別建て替えのために除却するという話だったのでしょう。

【防災都市づくり課長】

そうです。実際、そのエリア以外で、先ほどのピンクで着色したところで5件ほどの建て替えはあった実績は確認しています。

【部会長】

それには助成か何かしているのですか。

【防災都市づくり課長】

助成というと29の③の制度になってしまうので、全体のうち助成を使ったのは1件程度あったかと思います。29の③は建て替えに関する助成制度です。

【部会長】

29の②は何をしていることになるのですか。対象エリアがあって、何をやる事業ですか。

【防災都市づくり課長】

西新宿五丁目全体の不燃化率を上げていきたいと思いますというのが29の②になります。

【部会長】

分かるんですが、具体的に区として何をやるのですか。

【防災都市づくり課長】

結果的には、北側では再開発等の事業化に結び付いたのですが、南側に関しては、地元主体のまちづくりで個別の建て替えを進めていくといったことを考えています。

【部会長】

29の②は、別に除却を目指しているわけではないのですね。

【防災都市づくり課長】

29の②は、除却を目指すのではなくて不燃化率を上げていくと。

【部会長】

再開発の後方支援をするし、あるいは個別建て替えのために地元の協議会をつくって、その支援や啓発をすることをこの地区全体でやっていますという話ですか。

【防災都市づくり課長】

そうですね。結果的には、これから主体に進むのは特区のオレンジの部分の個別建て替えを進めていくような形になると思います。そういった中で面的な合意形成が進んで再開発が進むようであれば、そういったところを支援していくことになろうかと思います。

【部会長】

再開発のほうも防災都市づくり課でやられているのですか。

【防災都市づくり課長】

そうです。所管させていただいています。

【部会長】

関係は分かりました。そうすると、除却件数を指標にすることが適切かどうかというのはありますね。

【委員】

そうすると、29の②の予算が令和3年度54万2,000円なんです。この54万2,000円というのは一体何に使われたお金と考えればいいですか。

【防災都市づくり課長】

まちづくり協議会を運営していますので、ニュースですとか協議会の運営費という形になります。

【委員】

いわゆるソフト面ということですか。

【防災都市づくり課長】

はい。

【委員】

その財源が、備考にあります東京都不燃化推進特定整備事業補助金なんですか。

【防災都市づくり課長】

特定財源としてはそうです。専門家派遣みたいな制度も。

【委員】

こういうものにこういう補助金は使っていないということになっているわけですか。ありがとうございます。

【部会長】

この構想をつくるというのは、まさに29の②の取組事業としてやっているということ。

【防災都市づくり課長】

はい、ご指摘のとおりです。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかに皆さん、いかがでしょう。30の①、②も含めてですが。

西新宿五丁目関係はよろしいですか。

では、29の③に行きたいと思いますので、お願いします。

【委員】

助成件数で、建て替えが15件の目標に対して9件、除却が3件に対して1件という数字が出ています。指標の木造建築物除却工事費助成が、3件に対して実績が1であったと。達成度が33.3%。これで「計画どおり」となっていますが、ここらを説明してもらえますか。

【防災都市づくり課長】

実際に年度内に助成ができた件数が1件ですが、評価欄に記載させていただいていますけれども、どうしても助成金となると年度単位で対応させていただいている中で、ご相談いただいても、工事が令和4年度に繰り越すような工事期間になりますと、補助制度としてはなかなか難しい部分がございますので、令和4年度の早期に申請いただく形を取らせていただくようなケースもございまして、そういったケースが11件ほどご相談いただいたことで、そういった評価をさせていただきました。

【委員】

この項目は、西新宿五丁目を離れて、区全体的でよろしいですか。

【防災都市づくり課長】

はい、西新宿五丁目以外でも対象地区はございます。

【部会長】

今のお話は、さっき私も質問していたことだと思いますが、実態としてはよく分かる。そうだろうとは思いますが。ちょっと意地悪ですが、2年前から去年に対してもあるわけですね、持ち越しているのは。それが工事に至っているか至っていないかという話になりますよね。それも含めてこの目標。現実是非常に難しいのだろうというのはよく分かりながら聞いているのですが。

【防災都市づくり課長】

たまたま令和2年度は15件と5件の実績はあったということになります。

【部会長】

まあ、年によって全然違うでしょうね。

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

今、30の②まで終わったので、30の③。30の③は事前には特に質問はなかったですが、皆さんからこの際ありますか。

これはもう事業が動いているから淡々と行くという感じで、特に課題はないですか。

【防災都市づくり課長】

こちらはまだ準備組合になっていまして、課題としましては、都市計画に向けてのいろいろ

な協議・調整があらうかと思えます。

【部会長】

すごくもめているということではないのでしょうか。反対者が散在しているとか。

【防災都市づくり課長】

今のところはそういったところまでは聞いていません。

【部会長】

この5か所というのは、どういういきさつでこの5か所が再開発が動き出すということに。それぞれ背景は違うでしょうけれども。

【防災都市づくり課長】

これは地元発意になってきていますので、そういったところでだんだん熟度が上がってくるということかと思えます。

【部会長】

再開発方針でターゲットを決めていらっしゃるのでしょうか。

【防災都市づくり課長】

地区としてはそういった地区に定めています。

【部会長】

ありがとうございます。

では、31番、細街路の拡幅です。

【建築調整課長】

細街路の拡幅整備につきまして、2点ほど質問いただいているかと思えます。

まず1点目が、この事業の対象エリア、拡幅工事実施時の土地の取得方法等のスキームの説明をということでございます。

この細街路拡幅整備事業のエリアといたしましては、新宿区内全域のいわゆる細街路と呼ばれる、建築基準法上の42条2項道路が対象となっております。こちらの道路に接するところに建築等を行う場合に、条例に基づいて事前協議を行っていくという制度になっております。それに当たって、拡幅整備工事については、基本的には所有者が工事を行って後退をするのですが、所有者からの依頼がありまして、区が細街路整備の拡幅工事を行うというのが拡幅整備事業となっております。

土地の取得のお話でございますが、区道の2項道路部分に接する土地の所有者から、セットバック部分の寄附の申請や無償使用承諾の申請がなされたものにつきましては、区が区域編入を行って、その部分を区が管理をするという制度になっておりまして、区が道路の部分を買収するという事業にはなっていないところでございます。

2点目の質問でございます。拡幅できた私道を区が買収する制度があれば、細街路拡幅の進捗が進むのではないかというご質問につきまして、繰り返しになってしまうところがありますが、区のほうで私道を買収するという制度はございませんけれども、区道の2項道路に接する土地所有者のほうからセットバック部分の寄附や無償承諾の申請を受けたものについては、区

域編入を行って区のほうで管理をしていきます。

ただ、私道となりますと、基本的には所有者が管理等をするということからも、その部分だけ寄附を受けても区のほうで区道として管理ができないということですので、今現在は、私道を買収するという制度としては設けていないという状況でございます。

以上、ご質問は2点だったかと思えます。

【部会長】

ありがとうございます。

ちょっと分かりづらい話なので、今、私が聞いた理解を確認させていただくと、この事業で行っているのは、区道の2項道路を対象にしていて、建築基準法確認の前に事前協議の条例で仕組みがあって、セットバックについて協議を先にすると。それが成立してセットバックした場合には、その部分は区が整備してくれますと。そういう事業ですか。

【建築調整課長】

私のほうで説明が不足していたかと思えますので、改めて説明させていただきます。

まず、この拡幅整備事業の事前協議については、新宿区内のいわゆる細街路、2項道路全てを協議を行うというもので、区道、私道に限らず、事前の協議というものはしていきます。

【部会長】

それはセットバックの協議。

【建築調整課長】

はい。整備工事につきましては、基本的にこれも私道、区道を問わず、依頼があって区のほうで工事をするものについて整備工事は行っていくというものでございます。

ただ、先ほど私の説明が足りなかったのは、土地取得であるとか、いわゆる区の買い取りという点で、区道の2項道路については、その部分の寄附や無償承諾を行うことで、区道の道路区域に所有の部分のところを編入することで、区のほうで今後も管理等をしていくということで、寄附を受けたものについては基本的に区の所有。無償承諾を受けたものについては、私の所有ですけども、区のほうであくまでも区道の一部として管理をしていくというところでございます。すみません、説明が足りなかったようで、勘違いさせてしまって申し訳ございません。

【部会長】

協議はみんなする。私道の場合は、セットバックした部分の整備を区がやってくれる。

【建築調整課長】

依頼があればですね。

【部会長】

2項道路の路面の整備を。

【建築調整課長】

はい。

【部会長】

2項道路のその道路部分の所有者は誰ですか。私人ですよ。区道ではないから。

【建築調整課長】

はい。その後退のいわゆる舗装工事。指定道路は、基本的に位置を指定して工事を所有者のほうでしていただくことになります。

【部会長】

2項道路の区道については無償承諾。

【建築調整課長】

寄附か無償承諾。寄附というのは、区の方に権利も移しますよ。無償承諾というのは、その敷地については自分の持ち物だけれども、区道として使うことは承諾しますというものです。

【部会長】

その場合も当然整備は区の方がしてくれると。

【建築調整課長】

はい。

【部会長】

この事業はどこ部分を指しているのですか。今のお話全部がこの事業ですか。

【建築調整課長】

はい。例えば事業評価シートの指標1「年間合意距離」が事前協議をした距離数の指標となっております。2番目「年間整備距離」が拡幅整備の工事を行った距離となっております。

【部会長】

ありがとうございます。やっと分かりました。ほぼ目標どおり行けたということですね。

【建築調整課長】

はい。

【部会長】

皆さん、お分かりいただけでしょうか。

【委員】

質問です。今の説明だと、私道を寄附すれば区が管理してくれるというお話がございましたけれども、個人的な話で大変申し訳ないのですが、上落合三丁目の10、実は区道と区道を結ぶ間に私道がございまして、防災上からいきますと、近くに上落合公園がありまして、いざというときにはそこに地域の人たちは避難します。今の状況は、この道路が下水道管が陥没しまして、セットバックをして車が通れるようになったのですが、道路が陥没していて今は通行止めとなっております。かろうじて自転車と歩行者は通行しております。

実はその道路を直そうとしたところ、真ん中の部分が私的な持ち物ということで、当初はそれを区に寄附したいと申し上げたところ、区は引き取ってくれなかったという問題がございまして、積極的に引き取っていただければ、防災上からいっても対策になるのにとということが地

域でも話題になっておりました。みどり土木部の方には指導いただきまして、そこを直す場合は、80%区が助成してくれて、20%は地元の人が負担するというので、一生懸命協議をしたのですが、それがかれこれ数年かかって、今も陥没のまま通行止めになっています。マンションが両方に建っておりますので、その地権者等を集めるのに大変な状況で、せっかく区がこういうパンフレットを（配って）助成をしてくれているのですが、今はストップしているのが現状です。

ですから、細街路の拡幅というのであれば、区が積極的にこういう区道と区道とを結ぶ私道部分で寄附をしたいという申出があった場合は、積極的にそれを引き取って管理していただければ、もっと公に道路として使えるのではないかと思って、こういう一例ですけれども、個人的な話で大変申し訳ないのですが、挙げさせていただきました。本当に寄附をすれば引き取っていただけるのでしょうか。どうなのでしょう。

【建築調整課長】

細街路の拡幅整備事業のところ、先ほどの説明の中でまた分かりづらかったのかもしれない。一部訂正をさせていただきたいと思います。

基本的には、この細街路拡幅整備の中では、区道の2項道路の後退部分の寄附のお話をさせていただきまして、完全な私道の2項道路の部分については、この拡幅整備事業の中での寄附の対象からは、申し訳ございません、ちょっと外れております。今お話しいただきましたように、土木のほうの道路の維持管理の関係で、全体的な寄附を受けるか受けないかというところのお話の内容かなと思います。私のほうではそここのところまで全て把握はしておりませんが、別の形の寄附の関係が可能なかどうかという話のほうで整理させていただく形になるかなと思います。

【土木管理課長】

すみません、土木のほうですが、そうすると、今度は私道から区道にといった話になってきまして、幅員の話であるとか、私道全体の権利の話とか、いろいろな条件が必要になりますので、少しその辺は個別に協議いただくような内容になるかと思います。

【委員】

やはり防災上から考えると、先ほど上落合三丁目も木密の一部に名前が挙がっていましたがけれども、「逃げないですむまち」をつくるのであれば、積極的にそういうものを含めて取り組んでいただくとか、検討していただくことが必要ではないかと思います。みどり土木部の方に大変アドバイスをいただいて、何度も来て説明をしていただいて感謝しておりますが、一向に進まないというのが現状でございます。

一部、汚水が道路にあふれて、夏場は道路が大変な臭いで地域から苦情が来たと。最終的には、マンションの人たちがもう耐えられないので、取りあえずそこを掘って排水が流れるように整備はしたけれども、上の舗装まではいかない。まだ陥没したままになっております。かれこれ10年近く前からそういう話が実はあったということで、私道の部分はアスファルトの厚さが5センチらしいですね。区道ですと車が通っても傷みを和らげるために10センチにして

あると。私道は5センチだから、その部分が陥没してしまったのかなと考えております。一部の地域で大変申し訳ないのですが、そういう例があったということをご報告させていただいて、細街路の拡幅整備という項目がございますので、積極的に取組を再検討していかないと、私と同じような悩みを持っている方もかなりいらっしゃるのではないかと予想しますので、ぜひよろしくどうぞお願いします。

【部会長】

非常に重大で深刻な問題だとは思いつつも、この場でどうこうというのは。

【委員】

そうですね。私的な問題で大変申し訳ございません。

【部会長】

それでは、32番に行きたいと思います。無電柱化です。お願いします。

【道路課長】

32番でご質問いただいているところでございますが、こちらの第二次実行計画冊子におきまして、年度別計画の令和3年度の四谷駅周辺は支障移設となっているが、計画事業評価シートの指標の整備進捗率の目標値では10と記載されている。資料間で記載が異なるのはなぜですかというご質問でございます。

こちらにつきましては、32の指標の定義のところを見ていただきますと、会長がおっしゃるように、支障移設という指標で何%と立てていけばよかったのですが、今回の定義につきましては、関係機関との調整ができて0%、共同溝詳細設計が完了で10%。次は本体工事の実施で40%という指標を立てていますので、支障移設まで行ったとしてもまだ本体工事に届いていませんから、40という数字が記載できないというところで、今回については10ということで記載させていただいてございます。

工事の工程としては、関係者との調整の次に詳細設計があつて、支障移設があつて、その次に本体工事というところが入ってきますので、細かく分ければ進捗はしているのですが、目標達成のところの指標立てについては、支障移設については定義していませんので、今回については10とさせていただきます。

【部会長】

上下の2つもお願いします。

【道路課長】

「第二次計画冊子には令和3年度の予算が114,513千円と記載されているが、計画事業評価シートの事業経費欄には、事業経費が53,420千円と記載されており、半減している」というご指摘をいただいております。また、「第二次実行計画冊子には<2020オリパラの関連事業>とあり、オリパラ延期の影響等もあつてのことかと推測するが、防災上の重要性も踏まえ、今後無電柱化をどう推進していくのか。また、どのような経緯でオリパラ関連事業に位置付けられたのか」とのご質問でございます。

こちらにつきましては、まず、事業費については、細かくて申し訳ないのですが、女子医大

通りと水野原通りの詳細設計が本年度までです。当初は令和3年度でしたが、令和4年度までかかるということから、業務実績による減額となっております。

また、四谷駅周辺につきましては、昨年度に支障移設が終わる予定だったのが、5年度まで支障移設をすることとなりましたので、こちらにつきましても事業経費が減っているという状況でございます。

無電柱化の整備の推進ですけれども、新宿区では、無電柱化推進計画に位置づけています優先整備路線の整備完了を目指して進めていくというところでございます。

あと、オリパラの事業ということですが、直接的にオリパラ事業ということではないのですが、会場周辺のネットワークに資する路線として、前の第一次実行計画にオリパラ関連事業として位置づけていましたので、それが第二次実行計画にも継続して位置づけられております。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。実際は四谷駅周辺支障移設まで行っていると。

【道路課長】

そうです。

【部会長】

この指標はいつ設定しているのですか。指標の定義は。

【道路課長】

平成28年度から29年度を対象期間とする第三次実行計画からこの指標の定義を用いています。

【部会長】

指標の問題というのはすごくややこしい面があって、悩ましい問題だと思うので、あえてお聞きしますが、実行計画をつくったときに1年ごとの達成目標を立てていますでしょうか。これは事業だからどこまで進むかという達成目標ですが、それとそれを評価する指標の設定がいささかずれがあるというのは、なぜずれが起きているのでしょうか。実行計画を立てることと内部評価をすることは別にやっているから、別に設定しているということですか。

【道路課長】

支障移設で20%とか細かく立てていけば、おっしゃるとおり20%とか上がったのですが、ここについては、大きな項目として4つに分類させていただいてございます。

【部会長】

なかなか難しいところですね。分かりました。ありがとうございます。

【委員】

道路の無電柱化整備というのは、何年ぐらいにどれぐらいの完成度を目標にしていらっしゃるのかが全く見えなくて、東京都の無電柱化というものも、しきりに無電柱化と言ってはいますが、大きな道路に関しては、共同溝をつくって全て無電柱化が進んでいるようですけれども、実は、電源ボックスがあるにもかかわらず、まだ電信柱と両方やっていることが多く、一向に

電信柱がなくならないということが結構あります。10年後とか20年後とか30年後にこれだけというような目標があるものなのか。東京の山手線内は無電柱化にするという声もよく聞きますけれども、一向に進みませんし、そちらの計画があれば教えていただければと思います。

【道路課長】

今おっしゃっていただいたとおり、無電柱化については、1路線10年とかというスパンでやっていくので、全部を無電柱化するのは相当時間がかかるものです。一方で、無電柱化計画という区で立てているものの目標期間は、一応10年間と立ててはいますが、そこで全部ができるかというそれはちょっと無理な話で、そこにつきましては、例えば道路の下には埋設管なども通してはいて、実際やってみると、支障移設ができないですとか、企業者にやってもらうにも時間がかかるとか、いろいろ出てきますので、その辺は工夫しながら、できる限り早く整備されて安全なまちをつくっていきたいと思ってございます。いつまでにどうというのは難しいところで、申し訳ないですけれども、できる限り進めてまいります。よろしくお願ひします。

【委員】

特に細街路の電信柱、電柱というのが大きな問題になっておりまして、幹線道路は無電柱化が進んでいるにしても、細街路の電信柱が災害のときに倒れてしまう。細街路の無電柱化というのは、それこそ50年、100年単位と考えると、ほど遠い問題なのだろうかと考えております。大きく項目として道路の無電柱化整備と挙げていますが、ここに挙がっている4つの場所のほかはほとんど手がつけられていないのが現状ですので、そこが早く進むとうれしいなど個人的には思いますけれども、評価シートとして我々はどのように評価したらよいものなのか、計画どおり、計画どおりとなっておりますが、これが本当に計画どおりで、ああ、そうですか、済む問題なのかなと疑問に感じるのが現状でございます。ありがとうございます。

【部会長】

今のお話と関連しますが、これは防災性の問題だと思いますが、優先整備路線から計画というものを決めているわけですね。今取り組んでいる4路線以外にもあるのですか。

【道路課長】

優先整備路線につきましては、今取り組んでいるのは、女子医大通り、四谷駅周辺、水野原通り、上落合中通りというところが位置づけられますが、このほかには、再開発事業で無電柱化を進めている路線がございます。お手元の「新宿区無電柱化推進計画」を見ていただきますと、16ページに路線が書いてございまして、ア、イ、ウと振ってございまして、今、私が申し上げたのがイのところ、再開発事業等により無電柱化を進めている路線がウのところ、です。

【委員】

今回この第1部会は、観点としては防災なんです。これにも「防災上特に重要な路線図」と特出ししています。だから、ずるく言えば、これについてだけ今回ここでは評価してよいのではないかと。景観の話とか、道路拡幅の話まで入れてしまうと、第1部会ではないような気も

するのです。せっかくこうやって「防災上特に重要な路線図」とあるので、これについてはどうだったかということだけでいいのではないかという気もします。そうすると、今回の4つのうちでどれか入っているのでしょうか。多分、東京女子医大がそうではないかと私は思っているのですが。

【部会長】

13ページのところで対象路線をまず抽出しているわけですね。防災上重要な路線、赤枠のところ、13ページの下の方で。ここから下の整備対象路線というのが出てくる。整備対象路線は全部防災上の必要性から抽出されている。さらにその中で優先整備路線が出てくる。優先整備路線はどうやって決めているのですか。

【道路課長】

13ページにも書いてありますが、選定に当たっては、無電柱化の推進に関する基本的な方針として定めた、今、会長がおっしゃっていただいた防災の観点、安全・快適、それから景観という内容も踏まえて、評価項目ごとに基づく総合評価を行いました。その点数で順番は決めているという状況でございます。

【部会長】

それで整備路線は決まっていることは分かりますが、さらに優先整備路線は、今回の4路線とほぼ一致していますね。先ほどご説明のあった17ページの赤い路線。

【道路課長】

そうです。17ページの赤で塗っているところです。

【部会長】

これが優先整備路線で、これはどのように決めているのですか。整備対象路線の中から特に優先的というのは、何をもって決めているのでしょうかという質問の意図です。

【道路課長】

優先整備の選定につきましては、繰り返しになりますが、先ほどの安全性とか防災性とかありますが、整備の効果として、路線の重要性や効率性、財源確保を期待できる路線として選定しています。15ページのところに、優先整備の路線の選定というところで明記させていただいております。

【部会長】

今取り組んでいる4路線は、この優先整備路線の全てでは——もう終わっているのがあるということですか。

【道路課長】

終わっているのもあります。

【部会長】

だから、16ページのイですね。

【道路課長】

16ページのイですと、優先整備路線として位置づけていますけれども、会長が今おっしゃ

った終わっている路線としては、聖母坂ですとか72号線、それから、信濃町駅周辺、甲州街道脇南側区道などは完了してございます。

【部会長】

今回の事業評価対象の4路線は、この優先整備路線のうち残っているもの。

【道路課長】

おっしゃるとおりです。

【部会長】

ということです。

この推進計画はいつまでの計画ですか。

【道路課長】

この計画は10年間としてございまして、2028年度までの計画です。

【部会長】

ちょっと余計な質問ですが、この残った4路線で大体手いっぱいという感じですか。

【道路課長】

事業費もすごいですし、期間もかなりかかりますので、かなりいっぱいな状況です。

【部会長】

終わったら次の路線を選定するとか、その先の話です。

【道路課長】

当然、完了が見えてくればそういったことも進めるということはあるかもしれませんが、今の段階では、これをいかに早く終わらせるかというところが最優先なのかなと考えています。

【部会長】

整備対象路線全体となると途方もない年数がかかるという、先ほどのご指摘と同じで。

ありがとうございます。

では、33の①「道路・公園の防災性の向上」で、1つご質問があります。

【道路課長】

続きまして、道路の治水対策についてのご質問でございます。

「この事業における透水性舗装の施行対象につきましては、区道のみですか、または都道も対象になっている場合もあるのですか」というご質問でございますが、当事業につきましては、新宿区ですので、施行対象については区道のみとなっております。

【部会長】

では、皆さんからご質問がありますでしょうか。

よろしいですか。

では、次に行きましょう。33の②「道路・公園の防災性の向上（道路・公園擁壁の安全対策）」をお願いします。

【道路課長】

道路・公園擁壁の安全対策についてのご質問でございます。

「計画事業評価シートの実績欄にある5年に1度の専門的な擁壁点検調査の「5年に1度」とは、調査対象の擁壁全部を一斉点検するということなのでしょうか。それとも、5年間かけて対象擁壁の点検調査を1サイクルするということでしょうか」というご質問でございます。

こちらは5年に1度、擁壁については道路、河川、公園等々ございますけれども、全ての擁壁の点検を一斉に行っております。

続いてのご質問でございます。この事業の対象となるがけ・擁壁の数、分布等の全体像を示してほしいということございました。お手元に、先ほどのがけのような立派なパンフレットではないですが、手づくりのカラー版のものをお配りさせていただいておりますので、こちらをお手元によろしいでしょうか。

【道路課長】

こちらが区内における擁壁の一覧でございます、左側に青と赤で塗っている番号があります。これとマップがリンクしてございます。青いほうは道路擁壁、赤いほうは公園の擁壁でございます。新宿区内にも現在これだけの擁壁があるという状況でございます。

【部会長】

これは高低差が1.5メートルとか、そういうものですか。

【みどり公園課長】

道路・公園は特に高さを設けているわけではございませんが、おおむね1メートル以上、腰より高いものが対象ということでございます。

【部会長】

さっきの擁壁・がけの改修の支援のほうは、がけも対象になっていますが、がけは見なくていいですか。区の施設のほうは。

【みどり公園課長】

公園でがけというのは、基本的に必ずブロックかコンクリートの塀か、あるいはのり面で整備しておりますので、いわゆるがけというところでの対象というのは道路も公園もありますので、がけという概念は今のところ持っていないところでございます。

ちなみに、先ほどの高さでいいますと、例えば公園の擁壁では、低いものと1メートル以上のもの、高いものと7～8メートルあるものが対象になっております。

【部会長】

皆さんからございますでしょうか。

【委員】

今これを拝見して、これも先ほどの質問と同じですが、公園が先なのか擁壁が先なのか。逆に言うと、何でこんなところを公園にしているのかと私は思うのですが、それはどういうスタンスを持てばいいのでしょうか。

【みどり公園課長】

公園は、例えば民地を何らかの事情で買収をしますと、もともとそういった擁壁があると。それから、当然ながら隣接地との関係から安全上のために擁壁をつくるということなので、あ

えてそういった高低差のあるところを公園にしているわけではなくて、もともとの地形もございます。おとめ山もありますが、そういった事情もあるということでございます。

【部会長】

ほかにはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、次に行きましょう。34「まちをつなぐ橋の整備」。

【道路課長】

続きまして、「まちをつなぐ橋の整備」でございますが、「寺齋橋近くに山手通りの橋の下の駐輪場と中井駅を結ぶ鉄橋があるが、この鉄橋は、寺齋橋の整備に関連してこの事業の中で整備したものでしょうか」というご質問でございます。

こちらにつきましては、中井駅周辺については、中井駅周辺整備計画により設置したものでございまして、お話しいただいているのは中井ふれあい橋だと思いますけれども、その駅周辺の広場整備を主とした計画の中でつくったものでございまして。

続きまして、「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」が対象とする橋は、川に架かる橋のみでしようか。陸橋は含まれるのでしょうかというご質問をいただいております。

こちらは、ご指摘のように、鉄道に架かる陸橋も歩道橋等の陸橋も含まれてございまして。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかには皆さんからございましてでしょうか。

【委員】

ここの質問は私がしたもので、ちょっとお聞きしたいのですが、寺齋橋の補修というのは、私、事前に寺齋橋を見てきたのですが、どこをどのように補修したのかがよく分からなくて、古いままだなど思ったもので、その上の中井ふれあい橋のことを指しているのかなと思ったので質問したのです。実際、寺齋橋も補修されたということですね。

【道路課長】

寺齋橋につきましては、今現在、詳細設計ということで設計が終わったところでして、これから工事をして補修していきます。今お話しいただいたとおり、架け替えではないので、例えばひび割れとか、床版の補修をやっていくかと思っております。今、設計中ですので、また具体的な内容はこれから決まるというところでございます。

【委員】

実際に金網のようなものが何か所か設置してあったのは覚えてはいますが、令和4年3月完了というのは、あくまで詳細設計が完了したということによろしいですね。

【道路課長】

はい、そうです。

【委員】

了解です。

【部会長】

それでは、計画事業は終わりましたので、経常事業ですが、1つだけご質問があったのでお願いします。

【道路課長】

経常事業の水防対策についてでございます。「土のうステーションの区内配置状況を示してもらいたい」というご質問でございまして、こちらにつきまして、本日お手元に資料をお配りさせていただいております。

こちらを見ていただきますと、土のうステーションの箇所がございまして、左のナンバーと右側の新宿区全体の中にプロットしているものはリンクしてございます。大きくは公園ですとか出張所、それから、スペースのあるところに置かせていただいております。

以上です。

【部会長】

よろしいでしょうか。

ほかに経常事業でこの際お聞きになりたいことがあればお願いします。

では、一応、全体的に質問させていただきましたが、何か聞き忘れたということがあれば、この際ですからお願いします。

よろしいですか。この後、もしお聞きになりたいことがあれば、メールでも事務局のほうに連絡いただいて、ご回答いただければと思います。

それでは、以上でヒアリングを終わりたいと思います。所管課の皆さん、丁寧にありがとうございました。

では、ご退室いただいて。

(事業所管課退室)

【事務局】

事務局からは、お配りした残りの資料を基にご説明させていただきます。

まず、参考資料の2として、「第1部会の作業スケジュール」というものをお配りしているかと思えますけれども、こちらを基にご説明をさせていただきます。

本日は7月1日のヒアリングということで、今日でヒアリングが終わりましたので、次は7月6日の視察日になります。視察については後でご説明をいたします。7月14日のヒアリング予備日は不要となりましたので、予定から消していただければと思います。

その後、取りまとめ日として、今、7月15日と7月25日の2日程をpushさせていたるところですが、15日の取りまとめ日を消して、25日に取りまとめを実施させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【部会長】

今回、そんなに難しいところはないから、いいような気がします。

【事務局】

この後の流れとしては、お配りした外部評価チェックシートを元に個人の評価作業をしていただき、事務局にご提出いただきます。事務局はそれぞれ委員の意見を単純に足し合わせたものを取りまとめ日の会議資料としてお作りして、7月25日に部会としての意見をとりまとめさせていただきます。その後、議論の結果等を事務局と会長の間で整理して、最終的な部会の評価を皆さんにご確認いただく。そういった流れで考えておりますが、よろしいですか。

【部会長】

よろしいですか、皆さん。25日にするということによろしいですか。15日はなしということ。

【事務局】

ありがとうございます。

では、スケジュールの最終確認ですけれども、7月6日に視察、7月14日と15日はなくなりまして、7月25日が取りまとめということになります。今、暫定で9時にしていますが、いつもと同じ9時半から正午でよろしいでしょうか。

【部会長】

はい。

【事務局】

承知しました。場所は追ってご連絡をいたします。恐らくここか、この隣の第4委員会室か、どちらかになりますが、これは事前にご連絡するようにいたします。

【事務局】

次に、視察についてご説明をいたします。ここ数日は近年まれに見る暑さということもあり、7月初旬の午後、長時間の視察は厳しいのではないかと考えております。つきましては、視察先は1か所程度に絞らせていただきたいと思いますと考えております。場所は若葉・須賀町を提案いたします。

若葉・須賀町は、先ほどの議論にもありましたとおり、既に建て替えが終わって、防災性向上ができている物件があったり、あるいは区が土地を取得していて今後工事を進めていく土地、あるいはそういった手が全く入っていない土地とか、このエリアの中でいろんなプロセスを見ることができて、現地視察ならではの勉強ができる箇所となります。

今日お配りしたカラー刷りの地図をご覧ください。

15時50分に信濃町駅の改札口で集合して、この地図の中を黒い丸で白抜きで①、②、③、④と、ジグザグと北上しながら物件を見ていくという視察コースが設定してあります。説明しながら全て見終わって、④のところで4時50分にこの辺り、これは新宿通りの近くですが、ここが終わったら新宿通りに出て四ツ谷駅なり四谷三丁目駅なりに来て帰ることができる。そういったルートのご提案になっております。

一どきに説明してしまいましたが、視察については事務局案でよろしいでしょうか。

【部会長】

いかがでしょう。暑いですから、なるべく外は歩かないほうがいいと思いますが、それでもこれは50分歩くという。

【委員】

西新宿五丁目は、大変恥ずかしながら、私、ちょっと状況が分からないので見に行きたいというのは個人的にあります。ただ、皆さんのご予定と時間がというので、省くというのであれば、個人で見に行くしかないという認識でよろしいですか。

【部会長】

多分、再開発事業が何か所かで行われて、それが巨大なビルになっています。それは一目で分かること。今日、資料もありましたから、ご興味に応じてということでもいいのではないかと気がします。

【委員】

はい、承知しました。

【委員】

場所についてはこれでいいですが、29の①の先ほどヒアリングをやったのをお聞きすると、結局ここに書いてあるところも、今、公社から買い戻しをしています、まちづくり推進協議会がやっています、進捗がここまで来ましたということなので、現地を見なければこの中身が分からないことではない。

というのは、さっき言ったように、擁壁みたいなものは、見れば、ここを直さなければいけないのか、あるいは直したとか。逆にそのほうが分かるわけで、例えばここでまちづくり協議会の人でも来てくれて、今こんな話し合いをしています、それはここなんですということで説明をしていただければいいのですが、何しろ実績というのはそれしか書いていないわけですから。

だから、29の①の評価シートを補強するというので視察をすると、どの部分を、例えば地区計画等見直し50%という目標値に対して10%なんですよというところが、行くことによってはっきりするということであれば、行く価値があると思っていますが、シートの対象になっているのはここですという地域確認であれば、先ほどの西新宿もそうですが、それは地図上で言えばここですという話と大して変わらない感じがしますが、いかがでしょうか。

【部会長】

そういう意味でいうと、むしろここで道路拡幅をしているから、その状況を。狭いところが広がっていますね。用地買収とかをしているので、バックするほうですね。そのほうがむしろ今のお話には近いかもしれません。ただ、それを見に行く必要があるかどうかということだと思います。難しいですね。去年もやらなかったですよ。

【事務局】

去年はやっていません。

【部会長】

コロナもあったけれども、特段、ぜひ見て委員間で共有しておくべきものがなかったということですか。何年か前に清掃事業のことを取り上げたときは、名前は何でしたか、資源化の施設がありますね。あれを見せてもらって、あれはすごく参考になりました。まさにこういうことをやっているというのを目の当たりにして、すごいことをやっているなと思いましたが、そういう話でもないですね。

どうしましょう。これはぜひ全員で見ておくべきというものはどうもなさそうだという状況の中で、このとおりにやるか、いっそ視察はなしにするか。気候の問題もあるので。あるいは自由参加にするか。それほど皆さん乗り気というわけではない。無理やり炎天下の中を歩くといってもということでしょうね。

【委員】

できれば行きたいですが、無理をしてまではという感じです。

【委員】

私も実際に現地を見てというのが希望なので、それが個人なのか皆さんとご一緒なのかは、皆さんにお任せしたいと思います。

【委員】

委員長一任。

【部会長】

これについて自由参加ということでいかがでしょう。

【事務局】

部会としてそういう結論であれば、事務局としては問題ございません。

【部会長】

では、そういうことにいたしましょう。

【部会長】

よろしいですか。ほかに連絡事項は特にないですか。

【事務局】

外部評価チェックシート作成に関するご案内については、時間が迫っておりますので、のちほどメールでご連絡をさせていただきたいと思います。

事務連絡は以上です。

【部会長】

では、長時間今日はありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会>